

平成29年第14回宇佐市教育委員会会議録

平成29年12月21日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教育長 竹内 新
教育長職務代理 松永 建比古
委員 河野 浩一
委員 秋吉 禮子
委員 佐藤 修水

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	若山 雅敏
学校教育課長	川島 数志
社会教育課長	佐藤 良二郎
図書館長	出口 昭子
学校給食課長	吉武 裕子

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹(総括) 向 英子

◎附議事項

- 議第77号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第78号 宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱の一部改正について (図書館)
- 議第79号 宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱について (図書館)
- 議第80号 宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集委員会設置要綱の制定について (図書館)
- 議第81号 宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集委員の委嘱について (図書館)

◎追加議案

- 議第82号 指定校変更について (学校教育課)

◎報告事項

(1) 1月の行事等の予定について

(各課)

(開始 午後2時00分)

教 育 長 平成29年第13回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後2時05分)

教 育 長 議第77号指定校変更について学校教育課に説明を求める。
学校教育課長 議第77号指定校変更について、ご提案したいと思います。2Pを
ご覧いただきたいと思います。今回は、新小学校1年生2人、新小学校2年生3人、
新小学校3年生2人、新小学校4年生3人、新小学校5年生9人、新小学校6年生1人、
新中学校1年生2人、新中学校2年生3人、新中学校3年生3人の計28人です。
なお、登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。
(変更理由などは議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
委 員 21番についてですが、親族の位置付けですがどこまでを親族にするのか。それが明確になっていない状況で、この父方の祖父の従兄弟という、親族といえば親族なのですが見方によってはほとんど他人に等しい部分がありますので、三親等なら三親等だとか、そういう細かい親族の位置付けが今後のために必要ではないかと。そうすれば、こういった依頼者の方にもちゃんと説明ができるわけで、どこまで親族をひっぱるかというところが問題になってくると思います。

委 員 同じような案件が以前にも議論されたと思うのですが、同じ校区内におられる祖父母の仕事の関係ですね。農作業が多忙ということで、いわゆる監督者の対象にならないということですが、農作業が年中そんなに忙しいかどうか、具体的にまたお話を聞いたのですか。

学校教育課長 前回と一緒になんですけど、忙しいのは田植えと稲刈りのいわゆる農繁期といわれる時期が忙しいというところであり、子どもを通常みることができない理由をだしていただけませんかと言ったら、ちょっと難しいということで未だに理由は出てきてお

りません。

教 育 長 本件は同様の事例が前回同じ地区であったということであり
ます。これは一般論として言うのですけれども、その指定校の変
更を認めるかどうかを今ここで議論いただいているわけですの
で、毎回異なる判断というのは説明がつかないため、過去の事
例と照らして同様と考えられるものについては、原則として同
様の判断をしていきたいと私は考えています。

そういう考えに立ちますと、これは前回の事例同様に承認でき
ないという判断にしたいと思いますが、それでよろしいでしょ
うか。

委 員 一点よろしいでしょうか。書類の提出期限はいつまでと決めら
れないのですか。

学校教育課長 本日に本件の審議があることは伝えてありますので、今の時点
で出ていないということで、本日の判断はやむを得ないであろ
うと思います。また、もし新たに理由を作ってきた場合は、新
たな事例として再度審議させていただこうかと思えます。

教 育 長 事務局、行政の中でも事務手続き上のタイムリミットはないの
ですか。

学校教育課長 更新の手続きは、規則では原則として1月の末日までに手続き
を完了することとなっていますので、最終は2月の教育委員会
であります。

教 育 長 それでは、21番の件については、不承認ということによろし
いでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 24番については、中学生の事例で保護者の終業時間が20時
ということなのですが、これは認めるということによろしいで
しょうか。

学校教育課長 通常中学生の監督者不在は認めていないのですが、19時以降
までになるような場合は、中学生でも監督者不在をこれまでも
認めてきた事例があります。

教 育 長 区域内就学の取り扱いに関する中で、20時だからと書いてい
る訳ではないのですか。

学校教育課長 ありません。時間は書いていません。これまで保護者の就業時
間「16時」で判断してまいりました。中学生は認めていま
せん。しかし中学生でも19時を超えるような場合、また自営
業でも同じように19時を超える場合は、配慮しなければなら
ないと考えています。

委 員 27番ですが、理由の中で「子どもの個性と精神面を考えると」

とありますが、そういう漠然とした理由なので、このような理由がでてきた時には、保護者にこの子の個性とはどういうものなのか、そういったところをもう少し詳しく、抽象的にならないように理由を書いてもらうということが必要ではないかと思えます。

委員 もう少し子どもの個性と精神面を。こちらは全然わからないですから。内容を詳しく書いてもらって、審議にあげていただくほうがいいのではないかと思います。

委員 そうですね。そういうのを書いてもらった方が判断しやすいし、「個性と精神面」だけではちょっと我々も判断できない部分がある。理由としてはわかるのですが、これではこちらがある程度予想して承認を出さないといけないような状況になってしまいます。

委員 27番は、同じ学校に通っている兄弟姉妹が卒業するので、基本的には戻るパターンですよね。

教育長 現在、校区外の小学校に通っているのですから、客観的に小学校の意見も参考に聞き取りをしてはどうでしょうか。

委員 やはり推測で判断するわけにはいかないと思います。

教育長 27番につきましては、一旦、判断を保留とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

学校教育課長 では、子どもの個性と精神面の部分を保護者に詳しく書いてもらう点と、学校にこの子はどんな子かということをお聴きして出してもらうということで次回もう一度ださせていただきます。

教育長 ほかに質問はありませんか。ないようですので、議第77号指定校変更については、26件を承認、1件を不承認、1件を継続審議とし、次に議第78号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱の一部改正について図書館に説明を求めます。

図書館長 議第78号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱の一部改正についてですが、提案理由としましては、子どもの読書活動の推進に関する法律の第9条第2項の規定に基づき、第二次宇佐市子ども読書活動推進計画の実行にあたって必要な事項を検討するため、宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会を設置したところでありますが、今後第三次の子ども読書活動推進計画を策定し、同実行委員会を設置することになるため、「第二次」を削除します。また、別表の同実行委員会の委員については、子ども読書活動中心の組織とするため、自治会連合会代表については削除したいと考えています。以上です。

- 教 育 長 私から確認なのですが、自治会連合会の方が外れるというのは、連合会の方はご了解済みという理解でいいですか。
- 図 書 館 長 自治会連合会代表の方ですが、前回については特定の方であったということでした。現在は、区長をやめられているようですので、子ども読書に関してご意見をいただくにも、家庭教育や社会教育からの代表ということで考えておりました、自治会連合会代表については削除したいと考えております。
自治会連合会自体にはお話ししておりません。
- 委 員 子どもたちを育てる中で、地域の代表の自治委員さんに頑張っていて、学校・家庭・地域の中で支えていただいているという経緯があるかと思しますので、やはり地域の代表である自治会の方が入っていただいたほうがいいのではないのでしょうか。
- 図 書 館 長 9 Pの議第79号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱についてということで、委員の方を書いておりますが、その中に自治会ということではないですけれども、地域の方などが入っておりますので、そういう方からの意見を集約したいと思っております。
- 委 員 この表の中の皆さんもかなり地域ではいろいろな形で子育てに取り組まれている方々でございますので、そういった部分についても、自治会も選択肢のひとつであるとは思いますが。大きい組織なので。子どもたちを育てる中でも学校の中にいろいろ関わってこられて、お世話をさせていただいていることを考えると、読書のほうにも手を回していただけないかと判断したのですが。それに代わるものとして、こういう委員の方々で十分組織を運営できるのであれば、よろしいと思っております。
- 委 員 自治会に代わる代表とは、図書館協議会の委員の関係の人、あるいは読み聞かせの代表など、そういう風にきちんとそれぞれの役割がはっきりわかれば、それはそれでいいと思うのですが。地域代表の名前がないというのはちょっとさみしいということは、私も感じます。でもそれに代わるはっきりした代弁ができる人がほかの団体にいるのであれば、それも可かなとは思いますが。
- 図 書 館 長 議第79号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱についてを一緒に説明させていただきますと、この委嘱案件については、図書館協議会委員が2人、学校読み聞かせグループが2グループあります。そして、小中学校の代表の方、高等学校の代表の方、認定こども園保育園の代表の方、教育振興協議会図

書館領域部会の代表の方、PTA代表の方などあります。あとは市の職員と、そういった方で構成しているということになります。

教 育 長 図書館協議会の委員の2人は、地域的な目配りができる方だと思いますので、活動の実態面においては支障がないのではないかと思います。

委 員 広い意味で地域全体を考えた場合、将来的には地域にも図書館活動が普及してもらいたいという前提が以前はあったのではないのでしょうか。それは、納得できるなと思います。やはり自治会代表というのは外されないのではないですか。これからの図書館活動を考えた場合、例えば、読み聞かせ代表者をあえて地域社会の代表という形に置き換えれば、それはそれでも生きると思うのですが、私としては地域の代表は入れてほしいと思います。それが自治会になるのか、どうなるのか、そこは議論が必要と思います。

教 育 長 この件は急ぎますか。

図 書 館 長 では、持ち帰って検討し、来月の教育委員会の議案として提案させていただきます。

案として考えてみます。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。ないようですので、議第78号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員会設置要綱の一部改正について及び議第79号宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱については、継続審議とし、次に議第80号宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集委員会設置要綱の制定について及び議第81号宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集委員の委嘱について図書館に説明を求める。

図 書 館 長 10Pと11Pをご覧ください。議第80号宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集委員会設置要綱の制定についてです。設置理由としましては、宇佐学顕彰事業は、宇佐の豊かな文化と歴史を次世代に継承すべく、主として郷土のゆかりの偉人やふるさとの歴史を市民にわかりやすく紹介するため「宇佐学マンガシリーズ」を編集・出版することを主たる目的とするとともに、出版物を普及するために必要な事業を行う事業である。本の編集・出版を実施するにあたり、宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集委員会を設置するため、その組織・運営につき要綱を制定したいと考えております。そして右側が1条から7条までの設置要綱となっております。

図 書 館 長 次に議第81号宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集

委員の委嘱についてでございます。先ほどの要綱の規定に基づき、委員5人の委嘱を考えています。以上です。

教 育 長

2つの議案につきまして、何か質問はありませんか。

教 育 次 長

大井憲太郎のマンガ本を出すために、編集委員の先生をということでありまして、委嘱期間は平成31年3月31日で、その事業の年度末となっております。

委 員

歴史に基づく宇佐学のマンガシリーズということなので、歴史をよくご存じの専門家に近い方々だろうと思うのですが、年齢的には5人の方々はどのくらいなのでしょう？

図 書 館 長

若い方は67歳、一番年齢が高い方で78歳です。

委 員

今後のことをいろいろ考えた場合、マンガを作るための知識をいただけるのも大変重要なことなのですが、マンガ化するにあたってはもう少し若い世代の方が入っていてもいいのでは。今後いろいろな歴史にかかる人物が変わってくるということなので、世代の引継ぎもやはり考えていかないといけない部分があるのではと思いました。

図 書 館 長

今回、大井憲太郎を2年間で行うということで、大井憲太郎自身なかなか難しい題材であります。自由民権運動の方ですので、年齢層が高いというのもあります。また、マンガシリーズは今回で7作目になるのですが、今まで設置要綱がなかったということで、今回改めて出しております。

教 育 次 長

マンガ本を作るということの事業は、当然職員が関わっていますので、その辺の検証はできていると思います。マンガ本と言いましても、歴史本でありますので、間違った掲載のないよう詳しい人にきちんと見ていただいて作りあげるということでもあります。

教 育 長

ほかに質問はありませんか。異議がないようですので、議第80号宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集委員会設置要綱の制定について及び議第81号宇佐学顕彰事業「宇佐学マンガシリーズ」編集委員の委嘱については、承認し、次に追加議案議第82号指定校変更について学校教育課に説明を求め。

学校教育課長

追加議案議第82号指定校変更についてをご覧ください。新小学校1年生1人、新小学校2年生1人、新小学校4年生1人、新小学校5年生1人、新中学校3年生1人の計5人を追加いたします。

(変更理由などは議案に記載)

教 育 長

質問はありませんか。異議がないようですので議第82号指定校変更については、承認し、次に報告第1項の1月の各課の行

事等の予定について。

教育次長 教育総務課の行事等について説明いたします。1月4日9時30分より教育委員会の2階会議室で仕事始め式を行います。この前に全庁の仕事始め式を大会議室で行います。同じく10時から教育委員会定例課長会議、17時30分から新年互礼会がリバーサイドホテルで開催されます。5日11時から部落解放同盟の大分県連荊冠旗びらきが行われます。同じく18時からはちまんの郷宇佐で宇佐市合同新年賀詞交歓会が開催されます。13日に総合グラウンドで宇佐市の消防出初式が開催されます。16日に教育委員会定例課長会議、18日に大分市で第3回大分県市町村教育長会議、19日14時から定例の教育委員会を予定しておりますので、よろしく申し上げます。22日、29日、30日に当初予算市長査定、23日から25日まで東京でB&Gの全国サミットがございますので教育長は出張となっております。以上で教育長の出席予定の行事ということで報告させていただきます。以上です。

学校教育課長 1月4日は仕事初めではありますが、土曜授業の振替日として学校は31校すべて閉庁日であります。15日、16日、17日の3日間で来年度の人事について校長から人事ヒアリングを行います。16日に第2回宇佐市特別支援教育連携会議で特別支援についての経過と年度末のご意見をいただきます。19日に校長・所長会、1月26日に教頭会を実施いたします。以上です。

社会教育課長 1月7日に宇佐市成人式ということで、教育委員さんを含めましてご出席をよろしくお願いたします。11日に長洲公民館で新年合同学習会、13日は長洲地区みんなで良い子に育てる会の講演会があります。次に26日は中津地区公民館連合会・第2回社会教育研究集会、同じく26日に文化財防火デーということで宇佐神宮を中心に防火訓練を行います。31日は県立歴史博物館を会場に国東半島・宇佐の文化を守る会の講演会を予定しております。以上です。

図書館長 12月1日から1月31日までの2か月間、エントランスにおいて宇佐市美術協会の作品展をしております。1月20日から3月4日まで、渡綱記念ギャラリーにおいて「佐田秀と宇佐の明治維新」展を開催しております。シンポジウムについては社会教育課の主管で2月4日に行う予定になっております。14日、28日になつかしの西部劇として「シェーン」と「真昼の決闘」を上映します。これは時枝前市長から寄贈されたビデオ

になっております。25日は図書館の休館日、年末年始の12月29日から1月4日までが休館日となっております。以上です。

学校給食課長 学校給食課では1月18日、19日、22日、26日にアレルギー対応食を予定しています。宇佐給食センターでは乳、南部給食センターではうずらの卵と卵の除去をするようにしております。23日にラッキースター給食、24日、25日にふるさと給食で、めりの味噌汁を出すようにしています。それから、南部給食センターで行事給食を用意する予定になっております。お正月料理や入試頑張って給食、昔の給食、地域の料理ということでいろいろ予定しております。以上です。

教 育 長 何か質問はありませんか。

委 員 図書館の上映会は、だいたいどれくらいの人数が集まりますか。

図書館長 開館当時はかなり多くて、ホールがいっぱいになるくらいだったと聞いておりますが、最近人数が少なくて、なにか工夫できないかなと思っているところです。インターネット放送局で本日収録があったのですが、映画の上映とか、お話会があるという告知を行いました。それを10時の開館前とお昼休みにモニターを使って流しております。今は多い時で15人くらいしか来てないので、もう少し告知をしたいなと思っております。

委 員 内容的にも設備的にも、ものすごく座り心地のいい椅子で、すばらしい環境で音響もものすごくいいと思います。

図書館長 宣伝に努めたいと思います。

教 育 長 他に質問はありませんか。ないようですので、その他の次回教育委員会の日程について。

事 務 局 次回教育委員会の日程についてですが、教育委員会行事等を勘案しまして、1月19日金曜日の午後2時00分から宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思っておりますが、如何でしょうか。

教 育 長 1月19日金曜日の午後2時00分からでよろしいですか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議がないので、次回教育委員会は1月19日金曜日の午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第14回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時03分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。